

新	旧
第1条 略 (発注の見通しに関する事項の公表) 第2条 担当者は、毎年度4月1日以後遅延なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事(予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。)(以下「工事」という。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を記載した建設工事発注一覧表(標準様式例1)により公表するものとする。 (1) 工事発注規模、工事の名称、路線名等、工事箇所、工期、種別及び概要 (2) 入札及び契約の方法 (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期) 第2～3項 略 (入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表) 第3条 第1～3項 略 4 契約担当者は、競争入札を行ったときは、落札者決定後、当該工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札結果表(標準様式例3-1、標準様式例3-2、標準様式例3-3、標準様式例3-4)及び選定過程表(標準様式例4-1、標準様式例4-2、標準様式例4-3)等により、当該事項を公表するものとする。 (1) 工事の名称、路線名等、工事箇所 (2) 開札日時 (3) 入札参加者の商号又は名称、法人番号及び入札金額 (4) 指名競争入札におけるその者を指名した理由 (5) 一般競争入札に参加しようとした者のうち、当該入札に参加させなかった業者名及びその理由 (6) 落札者の商号又は名称、法人番号及び落札金額 (7) 予定価格 (8) 調査基準価格 (9) 最低制限価格 (10) 失格基準価格 (11) ランダム係数及び算定根拠 (12) 当該工事の設計金額に含まれる法定福利費事業主負担額概算額 (13) 最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とした場合のその理由(標準様式例5) (14) 低入札価格調査制度における調査結果(標準様式例5-1) (15) 最低制限価格を設け、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した業者名 (16) 総合評価落札方式を実施した場合におけるその実施理由、落札者決定基準及び落札理由 5 契約担当者は、工事の契約を締結したときは、当該工事に、遅延なく、次に掲げる事項を記載した契約結果表(標準様式例6-1、標準様式例6-2) _____により当該事項を公表するものとする。	第1条 略 (発注の見通しに関する事項の公表) 第2条 担当者は、毎年度4月1日以後遅延なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事(予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。)(以下「工事」という。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を記載した建設工事発注一覧表(標準様式例1)により公表するものとする。 (1) 工事発注規模、工事の名称、路線名等、工事箇所、工期、種別及び概要 (2) 入札及び契約の方法 (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期) 第2～3項 略 (入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表) 第3条 第1～3項 略 4 契約担当者は、競争入札を行ったときは、落札者決定後、当該工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札結果表(標準様式例3-1、標準様式例3-2、標準様式例3-3、標準様式例3-4)及び選定過程表(標準様式例4-1、標準様式例4-2、標準様式例4-3)等により、当該事項を公表するものとする。 (1) 工事の名称、路線名等、工事箇所 (2) 開札日時 (3) 入札参加者の商号又は名称、法人番号及び入札金額 (4) 指名競争入札におけるその者を指名した理由 (5) 一般競争入札に参加しようとした者のうち、当該入札に参加させなかった業者名及びその理由 (6) 落札者の商号又は名称、法人番号及び落札金額 (7) 予定価格 (8) 調査基準価格 (9) 最低制限価格 (10) 失格基準価格 (11) ランダム係数及び算定根拠 (12) 当該工事の設計金額に含まれる法定福利費事業主負担額概算額 (13) 最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とした場合のその理由(標準様式例5) (14) 低入札価格調査制度における調査結果(標準様式例5-1) (15) 最低制限価格を設け、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した業者名 (16) 総合評価落札方式を実施した場合におけるその実施理由、落札者決定基準及び落札理由 (17) 設計金額を事後公表とした入札における設計価格(標準様式例8) 5 契約担当者は、工事の契約を締結したときは、当該工事に、遅延なく、次に掲げる事項を記載した契約結果表(標準様式例6-1、標準様式例6-2) <u>及び積算内訳書</u>により当該事項を公表するものとする。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所 (2) 工事の名称、路線名等、工事箇所、種別及び概要 (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期 (4) 契約金額 (5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由 6 _____ 工事の金入り設計書の情報公開が請求されたときは、 _____ _____ 徳島県情報公開条例に基づき、適切に対応することとする。 7 契約担当者は、工事の契約を締結したときは、当該工事ごとに、 _____ 原則、契約締結日に、次に掲げる資料を公表するものとする。 (1) 工事区分、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料 (2) 7 (1) に付随する資料 第8～9項 略 第4条～第7条 略 附則 (施行期日) この要綱は、平成13年8月1日から施行する。 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。 この要綱は、平成15年7月23日から施行する。 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。 この要綱は、平成21年3月10日から施行する。 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和7年7月1日から施行する。</u>	(1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所 (2) 工事の名称、路線名等、工事箇所、種別及び概要 (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期 (4) 契約金額 (5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由 (6) <u>設計金額の積算内訳書</u> 6 <u>担当者は、工事の金入り設計書の情報公開が請求されたときは、当該工事の契約締結日以降であれば、速やかに、当該資料の全てを公開するものとする。</u> 7 契約担当者は、工事の契約を締結したときは、当該工事ごとに、<u>契約締結日から原則14日後に</u>、次に掲げる資料を公表するものとする。 (1) 工事区分、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料 (2) 7 (1) に付随する資料 第8～9項 略 第4条～第7条 略 附則 (施行期日) この要綱は、平成13年8月1日から施行する。 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。 この要綱は、平成15年7月23日から施行する。 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。 この要綱は、平成21年3月10日から施行する。 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。 _____
---	---